

令和5年度第3回 船橋市子ども・子育て会議

保育料多子軽減策の拡充(案)について

令和6年2月9日(金)

健康福祉局 こども家庭部保育入園課

保育料多子軽減制度について

現状(国制度通り)

2人以上の子どもが保育所等に通う世帯について、保育料の負担が過度とならないよう、保育料の軽減策が設けられている。
(第二子：半額、第三子以降：無料)

- ◆多子軽減の対象となるきょうだいのカウントは保育所等軽減対象施設(※)に在籍する未就学児のみを数える。

(例)	年齢(学年)	小1	2歳	0歳
	きょうだいカウント	×	第一子：満額	第二子：半額

- ◆年収360万円未満相当の世帯の場合には、保育所等軽減対象施設の在籍の有無や子どもの年齢にかかわらず数え、二人目を半額、三人目以降を無料としている。

(例)	年齢(学年)	小1	2歳	0歳
	きょうだいカウント	第一子	第二子：半額	第三子：無料

※軽減対象施設：認可保育園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、企業主導型保育、認可幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設通所部

保育料多子軽減制度について

課題

- 多子軽減の適用を受け半額(または無料)となっていた子どもの上の子が小学校に入学すると多子軽減の適用対象外となり、満額(または半額)保育料となる。
- 年の離れたきょうだいは多子軽減の適用を受けることができない。
- 所得や世帯の状況によりカウント方法が変更になりわかりづらい。

保育料多子軽減制度について

背景

- ✓市民の声や陳情でもカウント方法の変更を望む声
- ✓子育て世帯への支援策の検討

改正案

これらを
踏まえ

令和6年9月以降、全世帯で保育所等軽減対象施設の在籍の有無や子どもの年齢にかかわらず、二人目を半額、三人目以降を無料とする。
(年収360万円未満相当の世帯と同様の取り扱いとする)

令和6年第1回定例会に係る予算案を上程予定。

多子軽減制度拡充による影響

対象児童

(R5.9.1時点) (単位：人)

		保育料算定上の児童順			計
		第一子	第二子	第三子 以降	
実際の 児童順	第一子	3,142			3,142
	第二子	① 518	1,612		2,130
	第三子 以降	② 200	③ 325	146	671
計		3,860	1,937	146	5,943

(現在→変更後)

- ①…満額→半額
 - ②…満額→無料
 - ③…半額→無料
- 合計1,043人

予算影響額

令和6年度(9月以降)影響額：196,010千円(歳入減、歳出増合算)

保育料比較(パターン1)

保育料D7階層世帯の場合

※保育料額は世帯の市民税所得割額により決定している。
D7階層世帯は本市において最も対象者が多い階層。

小5



小1



2歳



変更前	きょうだいカウント	×	×	第一子
	保育料			満額：42,700円
↓				
変更後	きょうだいカウント	第一子	第二子	第三子
	保育料			無料：0円

世帯負担額 42,700円→0円

保育料比較(パターン2)

保育料D7階層世帯の場合



変更前	きょうだいカウント	×	第一子	第二子
	保育料		満額：42,700円	半額：21,350円



変更後	きょうだいカウント	第一子	第二子	第三子
	保育料		半額：21,350円	無料：0円

世帯負担額 64,050円→21,350円